

2023年5月1日

在学生・教職員・保護者の皆様方へ

新型コロナウイルス感染症 5類移行後（5月8日～）の本学における教育活動について

新潟青陵大学学長 木村 哲夫  
新潟青陵大学短期大学部学長 菅原 陽心

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の第5類に位置づけられますが、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが終息したわけではありません。これまでコロナ禍における特例措置として実施されてきた遠隔授業は、面接授業に移行することを原則としますが、基本的感染予防対策の実施は継続する必要があります。本学の新型コロナウイルス感染症対策本部は5月7日をもって解散し、5月8日以降は、学務課と保健管理センターと衛生管理センターが連携して、感染症予防対策を含む保健衛生情報を、学生・教職員に提供します。引き続きご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行するこの期に、下記の参照資料をもとに、本学における教育活動についての基本姿勢と、授業に関する基本方針を、改めてここに示します。なお、5類移行後の具体的な授業運営等については、学務課から発出される文書を参照してください。

## 1. 基本姿勢

- 1) 学生・教職員の健康と安全を最優先に対応する。
- 2) 学生が教育課程を修め、予定の在学年限で卒業し、就職・進学、国家試験・資格試験に臨むことができるよう努める。
- 3) 障がいのある学生を障がいを理由として差別することなく、すべての学生に質の高い教育とその機会を保障する。
- 4) 学生の課外活動や、学内外での多様な交流の機会が提供されるよう支援する。

## 2. 授業に関する基本方針

- 1) 教場での対面授業<sup>\*1</sup>を原則とし、正統な理由<sup>\*2</sup>から登学できない学生に対しては、個別の事情を勘案したうえで不利益が生じないよう配慮する。
- 2) 障がい学生に対する合理的配慮は、定められたプロセスに沿って行い、当該授業が遠隔授業<sup>\*3</sup>で提供された場合も、面接授業として取り扱う。
- 3) 自然災害等により通学に利用される公共交通機関が広域かつ長時間に渡って運休や遅延等の大規模な混乱が発生した場合、あるいは発生する恐れがあると大学が判断した場合は、対面授業を遠隔授業に切り替えることで、授業回数を確保する。

<sup>\*1</sup>対面授業：教員と学生が、教室等の同一空間内で相対して行なわれる授業。

<sup>\*2</sup>正統な理由：①学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）に罹患、②実習に参加するため、③就職活動のため、④大学が認めるボランティア活動のため

\*3遠隔授業：授業科目の内容と教育効果に照らし、以下の4類型の方式を適切に組み合わせられて行なわれる授業で、双方向性が担保されているもの。①ライブ型オンライン授業、②ハイフレックス型授業、③オンデマンド型授業、④資料配信型授業

参照資料：

[・新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針（新潟青陵大学・同短期大学部 2023/03/23）](#)

[・大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて（文部科学省 高等教育局専門教育課 大学教育・入試課 2023/03/28）](#)

[・新型コロナウイルス感染症 5類移行後（5月8日～）の本学の対応について（新潟青陵大学・同短期大学部 新型コロナウイルス感染症対策本部 2023/5/1）](#)